

仙台市太白区公告 第 57 号

別紙に掲げる者に対する後期高齢者医療に係る通知については、その送達を受けるべき者の居所が明らかでなく、送達できないため、高齢者の医療の確保に関する法律第112条が準用する地方税法第20条の2及び仙台市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、仙台市太白区保健福祉センター保険年金課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付します。

令和 8 年 7 月 14 日

仙台市太白区長 浅野 吉昌

別紙

R8 太保年第 682-2 号

(担当課：太白区保健福祉センター保険年金課)

[illegible]